

農業委員会委員選挙 無投票で当選者が決まる

7月19日の任期満了に伴い、横越町農業委員会委員選挙が7月6日に告示されました。立候補者が定数の15人と同数のため、無投票当選が決定し、次の方々に鈴木選挙管理

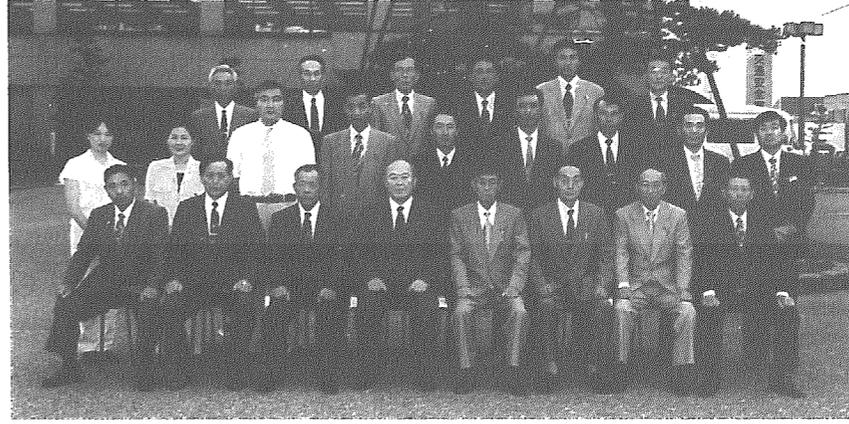
委員長から7月12日に役場で、当選者証書が手渡されました。(届け出順)

- 氏名 地区
- 原 重夫 二本木
- 吉井 與一 二本木

- ・松本 久雄 沢海
- ・皆川 和幸 藤山
- ・中村新之輔 沢海
- ・武藤 繁男 横越
- ・加藤 清吾 木津
- ・笠原 甚威 木津
- ・佐藤 一一 横越
- ・遠藤 文一 小杉
- ・神田 利次 横越
- ・五十嵐定栄 横越
- ・清野 稔 沢海
- ・高橋 功 横越
- ・石川 清一 小杉

農業委員会 新体制決まる

会長職務代理に 吉井 與一氏
会長職務代理に 高橋 功氏



前列右から4人目 高橋会長・6人目 吉井会長職務代理

7月6日告示で行われた農業委員会委員選挙では、無投票で選挙委員15名が決まりましたが、農業委員会法第四条第二項の規定により、学識経験者として町議会から2名、農業団体から2名、計4名の推薦があり、それぞれ農業委員に選任されました。

これを受けて農業委員会では、7月21日に改選後初の委員会総会を開催し、会長等の役員構成について協議を行ない、会長に高橋 功氏、会長職務代理に吉井 與一氏が選任されました。なお、業務方針として、①農地法に則り、優良農地の確保、②認定農業者制度の普及と担手の確保、③都市化の進行と地域農業発展の方向についての建議、要請、④農業者年金の加入促進特に女性を確認しました。

町議会第2回臨時会が7月19日開催され、横越町国民健康保険条例の一部改正や平成11年度横越町下水道事業特別会計補正予算など、提案された4議案は原案どおり可決されました。

■工事請負契約の締結について
二本木地区コミュニティセンター1建設工事に関する契約です。

二本木地区 「コミュニティセンター」建設

▼目的 二本木地区をはじめとする集会などに利用する予定。また、勤労者体育センターに接続するため、体育センターの利便性の向上にもつながります。

▼構造 鉄骨造、平屋建て

▼床面積 296・07㎡

▼契約金額・業者などについては、広報今月号16ページの「入札結果」をご覧ください。

国保の保険証が「藤色」に 変わります

現在交付されている国民健康保険証の有効期限が8月31日までとなっており、9月1日から今までの「黄色」から「藤色」に更新されます。8月末に新しい保険証を世帯主あてに郵送します。従来の黄色の保険証は、町では回収しませんので、世帯主の方が責任をもって廃棄処分してください。

●●●の保険証も更新
学生の方で●●の保険証、施設入所されている方で●●の保険証を通過した場合は、請求する権利を失います。

税率・税額が改正されました

国民健康保険税は、所得割と資産割(応能割という)、均等割と平等割(応益割という)の4方式で計算されています。平成10年度において横越町の応益割は34%の比率でしたが、税の公平性を確保する観点から、応能割、応益割の平準化(応能割50%、応益割50%)に対する県の指導もあり、今回の改正で、町ではこの割合を50%に近づけよう見直し、表1のとおり改正することになりました。

表1 平成11年度 国民健康保険税率(額) 内は平成10年度

所得割	4.73% (6.68%)
資産割	15.80% (33.67%)
1人当たり均等割	23,650円 (16,890円)
1世帯あたり平均割	24,540円 (25,960円)

減については、この手続きがされないで軽減が受けられません。▼問い合わせ 町民生活課国民健康保険係 ☎385-2111

表2 平成11年度の軽減対象世帯の例

世帯人数	世帯の年間所得		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下		68万円以下
2人	33万円以下	57.5万円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下

児童扶養手当の お知らせ

児童扶養手当は、現在、母子で生活されている方などに対して支給されています。手当の支給を受ける方などの所得が一定額以上ある場合、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

また、制度改正により、未婚の母子で児童が父親に認知を受けた場合も引き続き手当を受けられることができます。現在、未婚の母子の方で、児童が父親に認知されたことにより認定を受けていない方は、8月中に認定請求を行うと、9月分から手当が支給されます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、8月11日から9月10日までに現況届と所得状況届を提出しなければなりません。現況届出書を受給者あてに送付しますので、忘れずに提出してください。未提出の場合、手当の支払いが停止されることがあります。

児童扶養手当は、現在、母子で生活されている方などに対して支給されています。手当の支給を受ける方などの所得が一定額以上ある場合、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

平成11年度 児童扶養手当額表 (平成11年4月～) (単位:円)

人数	所得割	資産割	均等割	合計
1人	42,370	169,480	28,350	113,400
2人	47,370	189,480	33,350	133,400
3人	50,370	201,480	36,350	145,400

平成11年度 児童扶養手当所得制限限度額表 (平成10年8月～) (単位:円)

人数	所得制限限度額				
	0	1	2	3	4
0	1,108,000	458,000	2,457,000	1,540,000	3,625,000
1	2,048,000	904,000	3,000,000	1,920,000	4,100,000
2	2,651,000	1,326,000	3,543,000	2,300,000	4,575,000
3	3,254,000	1,748,000	4,025,000	2,680,000	5,050,000

県障害医療受給証の 有効期限が延長されます

現在使用されている受給者証の有効期限は8月31日までです。対象者で8月半ばを過ぎても案内の来ない方は、町民生活課社会福祉係へお問い合わせ下さい。

なお、県障害医療受給者の対象者は、身体障害者手帳の1、2、3級所持者と療育手帳A所持者です。まだ受給者として認定を受けていない方もお問い合わせ下さい。